平成２１年（フ）第２６０号
山形市上桜田１丁目15番11号
債務者　原田　規子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２６７号
山形市大字成安480番地
債務者　近藤　高敏
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１２号
山形市鉄砲町１丁目14番７号　くぬぎハイツ３号
債務者　工藤　雅也
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１８号
山形県天童市北久野本４丁目13番７―514号
市営日光住宅５号棟
債務者　井上　孝子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１３５号
岐阜県大垣市中野町２丁目５番地１鷹羽203、住民票上の住所岐阜県大垣市中野町２丁目５番地１鷹羽201
債務者　齋藤　雄一
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第５１２号
愛知県岡崎市鴨田町字北浦６番地１
債務者　内田　早苗
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第５１３号
愛知県岡崎市大柳町字桜田27番地
債務者　内田　康介
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第５９６号
愛知県安城市赤松町新屋敷309―１　オックス92―101号室、住民票上の住所愛知県西尾市徳次町明大寺164番地
債務者　朝岡　麻紀
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６００号
愛知県安城市美園町薮田55番地Ａ207号、住民票上の住所愛知県碧南市三宅町４丁目６番地
債務者　寺田　和正
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６０１号
愛知県碧南市池下町２丁目17番地
債務者　寺田美和子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６３号
和歌山県田辺市秋津町528番地の３
債務者　林　　文夫
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２１年（フ）第３８６号
函館市松陰町17番12号
債務者　渋谷　美紀
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第１３４号
群馬県館林市大谷町2936番地　ハイツ2936―105
債務者　高橋　和昭
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１８０号
群馬県太田市由良町1650番地４
債務者　熊田　　守
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１８９号
群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀4063番地23
債務者　坂田　美香
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第６０号
岩手県久慈市新井田第５地割15番地２
債務者　熊谷ナミ子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月２日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第１３５号
山口県山陽小野田市大字厚狭第176番地
破産者　マルイシナチュラルフーズ有限会社
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所宇部支部